

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定のうち、「住民票交付のお願い」（以下「本件申請書」という。）に記載されている「申請理由」及び「発行していただく住民票について」の内容（以下これらを「本件申請理由等」という。）を非開示とした決定は妥当でないので開示すべきであるが、業務委託基本契約書に記載されている契約年月日（以下「本件契約年月日」という。）を非開示とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 1月20日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成26年12月 1日から平成27年 1月20日までの間に異議申立人の住民票の写しを発行するために出された住民票等交付申請書（添付書類を含む。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同年 2月 3日、実施機関は、本件開示請求に対して、平成26年12月 9日に、異議申立人の住民票の写しを申請したことの記載がある住民票の写し等交付申請書を特定し、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
 - (1) 条例第20条第 1項第 3号に該当
開示請求者以外の者に関する個人情報であり、それを開示することにより、当該個人の正当な権利利益が侵害されるおそれがあるため。
 - (2) 条例第20条第 1項第 4号に該当
 - ア 法人の印影は、当該法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営に支障をきたすと認められるため。
 - イ 法人間の具体的な契約の条件等は、公にすることにより、明らかに当該法人に不利益を与えると認められるため。
- 3 平成27年 2月 4日、異議申立人は、本件処分のうち本件申請理由等及び本件契約年月日を非開示とした部分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち本件申請理由等及び本件契約年月日を非開示とした部分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 他の金融機関が一般に配布している様式にも、本件申請理由等と同様の記載があり、開示することにより申請した法人に不利益を与えるとは認め難い。

(2) 文書作成日は第三者に対抗する要件であり、本件契約年月日を開示することにより契約した法人に不利益を与えるとは認め難い。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件申請理由等及び本件契約年月日は、法人間の具体的な契約の条件等であり、公にすることにより、明らかに当該法人に不利益を与えるとは認められる。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件申請理由等及び本件契約年月日が、条例第20条第 1項第 4号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、

本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 本件異議申立ての対象となる保有個人情報について

本件保有個人情報は、少額投資非課税口座開設の申請手続き（以下「NISA口座開設手続き」という。）に必要となる異議申立人の住民票の写しの交付を申請するために、〇〇株式会社（以下「本件委託元」という。）から住民票取得代行に係る業務の委託を受けた株式会社〇〇（以下「本件法人」という。）が名古屋市証明書交付センターに提出したものであり、本件申請書並びにその添付書類である異議申立人が記載した委任状（以下「本件委任状」という。）、業務委託基本契約書、本件法人の現在事項一部証明書及び本件法人の社員の本人確認書類の写しからなる。

4 条例第20条第1項第4号該当性

(1) 実施機関は、本件申請理由等及び本件契約年月日については本件法人のノウハウに関する情報に該当し、開示することにより本件法人に明らかに不利益を与えると主張していることから、これらが条例第20条第1項第4号に該当するか否かを判断する。

(2) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、開示することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非開示とすることを定めたものである。

(3) 本件申請理由等について

ア 本件申請理由等には、本件法人が交付申請をしたNISA口座開設手続き

に必要となる住民票の内容が記載されていることから、法人等に関する情報に該当する。

イ 次に、これらの情報を開示すると、本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ウ 異議申立人が異議申立書に添付して提出した、他の法人がNISA口座開設手続きのために配布している委任状の様式には、委任事項の欄に、本件申請理由等と同旨の内容である当該手続きに必要なとなる住民票の内容が記載されている。

また、他の法人のホームページにも、本件申請理由等と同旨の内容が掲載されており、その内容は広く一般的に知りうる状態となっている。

エ NISA口座開設手続きに必要なとなる住民票の内容は、交付申請を行った法人によって異なるものではないことから、本件申請理由等に本件法人の独自のノウハウが用いられているとは認められない。

オ したがって、これらの情報を開示しても本件法人の通常有する競争上の利益が損なわれるとは認められず、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

カ 以上のことから、本件申請理由等は条例第20条第 1項第 4号に該当するとは認められない。

(4) 本件契約年月日について

ア 業務委託基本契約書に記載されている契約内容は、本件法人が適切かつ迅速に事業を遂行するために、どのような条件で本件委託元から業務の委託を受けたかという情報であり、法人等に関する情報に該当する。

イ 次に、本件契約年月日を開示すると、本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ウ 本件契約年月日は、本件委託元及び本件法人の間の具体的な権利義務の発生日が明らかとなる情報であるが、これは一般的には知られていない本件法人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報である。

エ また、本件契約年月日を含む契約の締結内容は、本件法人が適切かつ迅速に事業を遂行するために様々な条件を検討した上で定められたものであり、本件法人の経済活動の自由に委ねられるべき企業戦略上のノウハウに関する情報と認められる。

オ したがって、本件契約年月日を開示することにより、本件法人が通常有する競争上の利益が損なわれると認められ、本件法人に明らかに不利益を与えると認められる。

カ 以上のことから、本件契約年月日は、条例第20条第 1項第 4号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 3月13日	諮問書の受理
3月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月20日	実施機関の弁明意見書を受理
5月25日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
5月26日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
7月17日 (第204回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月21日 (第205回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
10月21日 (第207回審議会)	調査審議
11月13日 (第208回審議会)	調査審議
11月20日	答申